

第三十四回 国際労働総会への出席者について

(4) 出席者の官職及び氏名

政府代表

労働大臣

保利 茂

労働省職業安定局長

齋藤 邦吉

労働事務官

富 樫 一

労働大臣出席不可能の場合は

労働省職業安定局長

齋藤 邦吉

労働事務官

富 樫 一

労働大臣官房総務課長

富 樫 一

労働事務官

(4) 出張の期間・出発及び帰国の期日

六月一日から七月二十四日まで

出発 六月一日

帰国 七月二十四日

(4) 出発の目的

六月六日よりジュネーヴにおいて開催せられる第三十四回 国際労働総会にオブザーヴァー代表として出席し、併せて欧州における労働事情を視察するため

(4) 日程の概要

六月一日 東京発

六月六日 会議

六月末日

七月四日

七月二十日

各国視察

七月二十一日 ローマ發

七月二十四日 東京着

(六) 旅費

日本政府保有外貨 (子母金簿出書り券)

「参考」

政府代表顧問

労働大臣官房国際渉外課長
労働事務官

橋 善四郎

使用者代表

日本経営者団体連盟常任理事
三菱重工株式会社
代表清算人

岡野保次郎

労働者代表

日本労働組合総評議会
常任幹事

島上善五郎

係協第五号

昭和二十六年三月十九日

外務事務次官

労働事務次官 殿

第三十四回国際労働総会に代表派遣方招請に関する件

本件に関し、今般連合國最高司令官總司令部外交部より本年三月十三日付覚書をもつて、本件會議に日本側オブザーバー招請に関する國際労働事務局總長発合衆國労働長官宛の書簡を、別紙写のとおり伝達すると共に代表氏名等につき照会があつた。ついで同覚書に対する回答上貴意至急御回示願いたい。

なお本年一月二日付係協第三号、國際労働總會第三十四回期に関する覚書に対する日本政府の意見提出方に関する件に関し、併せて御回答願いたし。

A P O 五〇〇 外交局

A 三三七(五一、三月十三日) D S

一九五一年三月十三日

日本政府外務省宛覚書

国際労働總會への招請に関する件

一、第三十四回国際労働總會に三者構成のオブザーバー代表団を出席せしめることを日本に要請する国際労働事務局総長から米國労働局長官宛の書簡の写を茲に送付する。

二、「取極(宿舍に関する)が適當な時期になされるべき」であるとの末尾の項の助言に鑑みて、予定される代表者の氏名と詳細事項をできるだけ早く本司令部に提示することを要求する。

外交局長 ニールズ W・ボンド

D 六三四 / 二〇〇 / 〇一

一九五一年一月二十七日

第三十四回國際労働總會

謹啓

一九五〇年十二月十五日附の書簡第六三四 / 二〇〇 / 〇一を以て、余は特に第三十四回總會の議題各項目及び總會においてこれらの議題がよつて取扱われるよう予想される手続に関する情報を含む「第三十四回國際労働總會に關する覚書」を尋常の径路を経て日本政府に逋達するよう貴下に逋達する名譽を有するものである。

本書簡において、余は議題第四項乃至第九項に關し、これ迄事務局の作成した報告書の写が直接日本に送付されているというところをも貴下に逋達した。且つ報告書中において取扱われている諸問題に關して見解を表明することと、これらの所見が必要に應じ總會で考慮されるよう、可及的速かに國際労働事務局に逋達される手筈を整えることとを日本政府に要求するよう貴下に懇請した。

余はジュネーヴのバレ・デ・ナシオンにおいて一九五一年六月六日水曜日午前十一時に開催され、一九五一年六月三十日頃迄繼續が予定される第三十四回國際労働總會に三者兼成のオブザーバー代表の派遣招請状を日本政府に逋達するよう、日本における連合國最高司令官に適當な径路を経て逋達することを貴下に要請する名譽を有するものである。

總會の議事は次のとおりである。

- 一、事務局局長報告
- 二、財政、予算問題
- 三、條約、勸告の適用に關する情報及び報告
- 四、社會保障の目的及び最低基準（第一次討議）

- 五、団体協約及び任意調停並びに仲裁を含む労使関係（第二次討議）
- 六、政府公共機関と労使団体間の協力（第一次討議）
- 七、男女同一労働同一賃金（第二次討議）
- 八、農業における最低賃金決定制度（第二次討議）
- 九、農業における有給休暇（第一次討議）

会議に出席するオヴザーパーの氏名を然るべき経路により余に通知されるよう、日本における連合國最高司令官に要請下さるならば幸甚に存ずる。

ジュネーヴのホテル収容力の不足に照し、日本代表の宿泊の取極は適當な時期に行うことが得策であることを附加するものである。かかる取極は、ジュネーヴ市利益振興協会と協議の上これをすることができるのであつて、關係各國政府が必要を宿泊施設の入手に難渋するをらば喜んで援助する積りであると余に通知している。

敬白

（署名）
事務局長 ダビット・A・モース

ワシントン・D・C.
労働省 労働長官 殿

第三十四回 I L O 総会出席代表渡航日程

往路

六月一日	六月二日	六月三日	六月四日	六月五日	六月六日	六月七日	六月八日	六月九日	六月十日	六月十一日	六月十二日	六月十三日	六月十四日	六月十五日	六月十六日	六月十七日	六月十八日	六月十九日	六月二十日	六月二十一日	六月二十二日	六月二十三日	六月二十四日	六月二十五日	六月二十六日	六月二十七日	六月二十八日	六月二十九日	六月三十日
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	七	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
東京発	香港発	香港発	パンコック発	パンコック発	ラングーン発	ラングーン発	カルカッタ発	カルカッタ発	カラチ発	カラチ発	バスラ発	バスラ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発	カイロ発
一泊																													

帰路

六月四日	六月五日	六月六日	六月七日	六月八日	六月九日	六月十日	六月十一日	六月十二日	六月十三日	六月十四日	六月十五日	六月十六日	六月十七日	六月十八日	六月十九日	六月二十日	六月二十一日	六月二十二日	六月二十三日	六月二十四日	六月二十五日	六月二十六日	六月二十七日	六月二十八日	六月二十九日	六月三十日
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着	ジュネーヴ着
一泊																										

六日から会議開催

APD 500
Diplomatic Section

AG 337 (13 Mar 51) DS

13 March 1951

MEMORANDUM FOR: Japanese Ministry of Foreign Affairs

SUBJECT: Invitation to International Labor
Conference

1. Forwarded herewith is a copy of a letter addressed to the Secretary of Labor of the United States by the Director-General of the International Labor Office inviting Japan to be represented at the 34th Session of the International Labor Conference by a tripartite delegation of observers.

2. In view of the advice in the ultimate paragraph that "arrangements be made in good time", it is requested that the names and particulars of the proposed delegates be forwarded to this Headquarters as soon as possible.

Niles W. Bond
Acting Chief
Diplomatic Section

1 Incl:
Copy of letter
dated 27 Jan 51.

裏
面
白
紙

COPY

INTERNATIONAL LABOUR OFFICE
GENEVA

BUREAU INTERNATIONAL DU TRAVAIL
GENEVE

D. 634/200/01

27 Jan 1951

34th SESSION OF THE INTERNATIONAL LABOUR CONFERENCE

Sir,

By letter No. 634-200-01 of 15 December 1950, I had the honour to communicate to you, for transmission to the Japanese Government, through the usual channels, the "Memorandum on the 34th Session of the International Labour Conference", containing, inter alia, information on the items of the agenda of the Session and on the procedure by which the Conference is expected to deal with them. In that letter, I also informed you that copies of the Reports so far prepared by the Office on Items IV to IX of the agenda were being despatched directly to Japan, and asked you to be good enough to invite the Japanese Government to express its views upon the questions dealt with in these reports and to arrange for these observations to be communicated to the International Labour Office as soon as possible, so that they might, if necessary, be brought to the attention of the Conference itself.

I now have the honour to request you to be so good as to convey, through the appropriate channels, to the Supreme Commander for the Allied Powers in Japan, for transmission to the Japanese Government, an invitation to be represented by a tripartite delegation of observers at the 34th Session of the International Labour Conference, which will open at the Palais des Nations, Geneva, on Wednesday 6 June 1951, at 11 a.m., and is expected to continue until about 30 June 1951.

裏
面
白
紙

The agenda of the Conference is as follows:

- I. Director-General's Report.
- II. Financial and Budgetary Questions.
- III. Information and Reports on the Application of Conventions and Recommendations.
- IV. Objectives and Minimum Standards of Social Security (first discussion).
- V. Industrial Relations, including Collective Agreements and Voluntary Conciliation and Arbitration (second discussion).
- VI. Co-operation between Public Authorities and Employers' and Workers' Organisations (first discussion).
- VII. Equal Remuneration for Men and Women Workers for Work of Equal Value (second discussion).
- VIII. Minimum Wage-Fixing Machinery in Agriculture (second discussion).
- IX. Holidays with Pay in Agriculture (first discussion).

I should add that, in view of the pressure on hotel accommodation in Geneva, it is advisable that arrangements be made in good time for the accommodation of the Japanese delegation. These arrangements may be made in consultation with the "Association des Interets de Geneve" (3 Place des Bergues, Geneva), which has informed me that it will be glad to assist the Governments concerned, should they experience difficulty in securing the necessary accommodation.

I have the honour to be,

Sir,

Your obedient Servant,

(Signed)

David A. Morse,
Director-General.

裏
面
白
紙